

県南広域振興局長告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年10月17日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 奥州市江刺稲瀬字山下241番2地先から1番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和5年10月17日から同年11月17日まで